

# 国立大学協会規則集

平成13年 3 月

国立大学協会事務局

## 目 次

### 第1節 会則及び例規

- 国立大学協会会則 …………… (昭和40. 4. 1)…… 3
- 常置委員会の設置および担当事項について …… (昭和47. 6.19)……12
- 国立大学長懇談会開催について …………… (昭和42.11.30)……12
- 理事及び監事総会互選要領 …………… (昭和39.11.26)……13
- 国立大学の代表者である常置委員会の委員の  
総会選出要領 …………… (昭和39.11.26)……14
- 国立大学協会会則第22条第2項第2号の委員  
選任要領 …………… (昭和39.11.26)……15
- 国立大学協会会則第22条第2項第2号の委員  
2名を3名とすることについて …………… (昭和44.11.24)……15
- 教員委員(常置委員会)の地区別定数につい  
て …………… (昭和46. 2.19)……15
- 特別委員会の委員補充に関する選任手続につ  
いて …………… (昭和44. 4. 2)……16
- 小委員会の委員補充に関する選任手続につい  
て …………… (平成 7.11.15)……16
- 大学代表者の交代について …………… (昭和48. 6.26)……17
- 学長が交代された場合について …………… (昭和52. 4)……17
- 地区学長会議の日程等連絡方ご依頼について … (昭和46. 9. 7)……18
- 国立大学協会会費の基準 …………… (昭和39.11.27)……19
- 会議出席旅費支給基準 …………… (昭和58. 6.21)……19
- 国立大学協会旅費規程 …………… (昭和42.11. 1)……20
- 国立大学協会旅費規程特例内規 …………… (平成 8. 3. 7)……22

### 第2節 特別会計制度協議会

- 国立学校特別会計制度協議会設置について,  
会長と文部事務次官との申し合わせ …………… (昭和39. 6. 5)……23

- 国立学校特別会計制度協議会運営方針 …………… (昭和39. 9.21)……24
- 国立学校特別会計制度実施の際の文部事務次  
官と大蔵省主計局長との覚書 …………… (昭和39. 2.27)……25
- 国立学校特別会計制度協議会の構成員につい  
て …………… (昭和59.11.10)……25

### 第3節 参 考

- 国立大学協会会則の解説及び質疑応答 …………… (昭和39.11.26  
第33回総会) ……27
- 国立大学協会のあり方について …………… (昭和45.10.26  
地区理事懇談会  
第47回総会) ……32
- 国立大学協会の組織 ……………36

# 第1節 会則及び例規

## ○ 国立大学協会会則

昭和40. 4. 1制定  
最近改正  
昭和46. 6.23第48回総会  
平成 4.11.11第91回総会  
平成 7.11.15第97回総会  
平成 8. 6.18第98回総会  
平成10.6.16第102回総会

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、国立大学協会と称する。

(組 織)

第2条 国立大学協会（以下「協会」という。）は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第3条 協会の主たる事務所は、東京都文京区本郷7丁目3番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 国立大学の振興につき必要な調査研究
- (2) 研究及び教育における大学相互の協力援助に関して必要な事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員の代表

(会員の代表)

第6条 協会において、会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者とする。

2 前項の規定により大学を代表する者（以下「代表者」という。）に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の任務を行なうことができる。

### 第4章 機 関

#### 第1節 総 会

(総会の組織)

第7条 総会は、会員の代表者をもって組織する。

(協会の意思の決定表示)

第8条 協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。

2 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

(定例総会)

第10条 定例総会は、毎年2回招集するものとする。その時期は6月及び11月を常例とする。

(臨時総会)

第11条 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。

2 会員総数の8分の1以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第12条 会長は、総会の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行なう。
- 3 会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行なう者を定める。

(定足数及び表決)

第13条 総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数をもって決する。
- 3 議長は、表決権を失わないものとする。

(議事運営に関する事項)

第14条 この会則に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、議長が総会に諮って定める。

## 第2節 理事及び理事会

(理 事)

第15条 協会に、理事21人を置く。

- 2 理事は、総会において互選された大学の代表者をもってあてる。

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 同一の大学の代表者が引き続いて理事となることは、妨げられないものとする。
- 3 理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第17条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長をもって組織する。

- 2 理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。
- 3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。
- 4 第12条第2項及び第3項の規定は、理事会の議長に準用する。

(定足数及び表決)

第18条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の総数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常務理事会)

第19条 常務理事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長及び副会長

(2) 各常置委員会の委員長

2 常務理事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協会運営の常務に関する事項

(2) 総会又は理事会の委任にかかわる事項

3 常務理事会において処理した事項は、次の総会又は理事会において、報告をしなければならない。

### 第3節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第20条 協会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。

4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。

(会長及び副会長の職務)

第21条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行なう。

### 第4節 委員会

(常置委員会)

第22条 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、総会の定めるところにより、若干数の常置委員会を置く。

2 常置委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総会において選出された大学の代表者 若干名
- (2) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者 若干名
- 3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、前項第2号の委員の在任期間は、3期6年間を限度とする。
- 4 第16条第2項及び第3項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。

(特別委員会)

第23条 理事会は、臨時に特別の事項を調査研究するために必要があるときは、常務理事会の議を経て、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の設置期間は、理事会で別に定めた場合を除き、2年以内とする。
- 3 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては国立大学の教員を委員に加えることができる。

(委員長)

第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。ただし、新たに委員会を設置する場合には、必要に応じ当初の委員長を会長が指名することができる。

- 2 委員長は、総会において、その委員会の担当事項について報告しなければならない。
- 3 特別委員会の委員長は、理事会に出席し、その委員会の担当事項について意見を述べるることができる。

(定足数及び表決)

第25条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 委員会は、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(臨時の委員及び専門委員)

第26条の2 委員会は、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、常務理事会の議を経て、国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員と

することができる。

- 2 委員会は、必要があるときは、当該委員会の所掌事項に関し、専門的知識を有する者に出席を依頼し、意見を聞くことができる。

(小委員会)

**第27条** 委員会は、委員会の所掌事項のうち、特定の事項を審議するため必要があるときは、常務理事会の議を経て、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会の設置期間は、常務理事会で別に定めた場合を除き、2年以内とする。

- 3 小委員会の委員は、原則として10名以内とし、次に掲げる者の中から、常務理事会が選任する。

- (1) 本協会の委員会の委員及び専門委員

- (2) 国立大学の教職員

- (3) 国立大学の元教員及び大学共同利用機関等の教職員で本委員会の所掌事項に関し専門的知識を有する者

- 4 小委員会の委員長は、委員会に出席し、報告を行い、意見を述べることができる。

(作業委員会)

**第27条の2** 委員会は、委員会の審議事項について準備、処理するため必要があるときは、作業委員会を置くことができる。

- 2 作業委員会の委員は、当該委員会の委員及び専門委員のうちから選任する。

(教員の意見陳述)

**第28条** 国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

- 2 前項の意見は、文書で提出するものとする。

- 3 意見が協会に提出されたときは、会長は、これに関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。

- 4 前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めるときは、口頭によってその教員の意見を聴取することができる。

## 第5節 大学運営協議会

(大学運営協議会)

### 第29条 削 除

## 第6節 監 事

(監 事)

第30条 協会に、監事2人を置く。

2 監事は、総会で互選された大学の代表者をもってあてる。

(監事の任期)

第31条 監事の任期は、2年とする。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、監事に準用する。

3 監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。

(監事の職務)

第32条 監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第33条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第34条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第35条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、  
会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第36条 協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

## 第6章 事務局

(事務局及び事務職員)

第37条 協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長、主事及び事務職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。
- 4 事務局次長は、会長及び事務局長の命を受け、事務局長を補佐して事務局の事務を処理する。
- 5 主事は、会長、事務局長及び事務局次長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。
- 6 事務職員は、協会の庶務に従事する。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において、会員総数の3分の2以上の代表者の同意がなければ変更することができない。

附 則

- 1 この会則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 国立大学協会会則(昭和25年7月13日施行。以下「旧会則」という。)は、廃止する。
- 3 この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事及び常置委員会の委員は、次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。
- 4 この会則施行後最初の総会において、理事、監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。
- 5 この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は、別段の措置がなされない限り、引き続き在任するものとする。
- 6 第22条第2項の委員の数は、当分の間、同項第1号の委員の数の3分の1以内とする。

- 7 この会則施行の際現に設置されている常置委員会は、第22条第2項第2号の委員が選任されるまでの間、従前の例により、その任務を行なうことができる。
- 8 旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この会則は、平成10年6月16日から施行する。
- 2 この会則改正の際、現に在任する第22条第2項第2号の委員の在任期間は、平成9年11月1日から起算する。

## ○ 常置委員会の設置および担当事項について

昭和47. 6.19第50回総会  
最近改正  
昭和58. 6.21第 72回総会  
平成 7.11.15第 97回総会  
平成12. 6.13第106回総会

会則第22条の規定により、国立大学協会に次の常置委員会を置きそれぞれ掲記の事項を担当する。

- 第1 常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2 常置委員会（入学者選抜）
- 第3 常置委員会（教養教育，学部教育，学生生活）
- 第4 常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5 常置委員会（学術交流・国際協力）
- 第6 常置委員会（財政）
- 第7 常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 第8 常置委員会（評価）

## ○ 国立大学長懇談会開催について

昭和42.11.30  
第40回総会

国立大学協会総会開催の際文部省関係官を交えて次の日程により国立大学長懇談会を開催する。

### (1) 開催の時期

- a) 総会と同一の時期に学長会議が催されないときに開催すること。
- b) 総会を2日目の午前中に閉会し、午後を国立大学長懇談会にあてること。

### (2) 国立大学長懇談会開催の際の各委員会

総会を2日間開催する場合は、第2日目の午前中各委員会を開催し、午後総会を再開するが、国立大学長懇談会開催の場合は、総会期間中は委員会を開催しないこととし、委員会は総会前日以前に開催すること。

## ○ 理事及び監事総会互選要領

昭和39.11.26第33回総会  
最近改正  
平成 2.11.14第87回総会  
平成 3.11.13第89回総会  
平成9.11.12第101回総会

理事21人（会則第15条）及び監事2人（会則第30条）の総会互選については、次の方法による。

- 1) 理事は、別表の地区別定員により、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する。
- 2) 監事の互選は、理事及び各常置委員会の委員長の互選をまってこれを行なう。
- 3) 監事は、理事及び各常置委員会の委員長以外の大学の代表者のうちから、理事会がその候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。

(別 表) 理事地区別定員表

地区別	所 属 大 学	理事定員
北海道・東北地区	北海道, 北海道教育, 室蘭工業, 小樽商科, 帯広畜産, 旭川医科, 北見工業, 弘前, 岩手, 東北, 宮城教育, 秋田, 山形, 福島	3
関東・甲信越地区 関東・甲信越地区	茨城, 図書館情報, 筑波, 宇都宮, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 東京医科歯科, 東京外国語, 東京学芸, 東京農工, 東京芸術, 東京工業, 東京商船, 東京水産, お茶の水女子, 電気通信, 一橋, 横浜国立, 新潟, 長岡技術科学, 上越教育, 山梨, 山梨医科, 信州, 総合研究大学院, 政策研究大学院	6
中部地区	富山, 富山医科薬科, 金沢, 福井, 福井医科, 岐阜, 静岡, 浜松医科, 名古屋, 愛知教育, 名古屋工業, 豊橋技術科学, 三重, 北陸先端科学技術大学院	3
近畿地区	滋賀, 滋賀医科, 京都, 京都教育, 京都工芸繊維, 大阪, 大阪外国語, 大阪教育, 兵庫教育, 神戸, 神戸商船, 奈良教育, 奈良女子, 和歌山, 奈良先端科学技術大学院	3
中国・四国地区	鳥取, 鳥根, 鳥根医科, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 鳴門教育, 香川, 香川医科, 愛媛, 高知, 高知医科	3
九州地区	福岡教育, 九州, 九州芸術工科, 九州工業, 佐賀, 佐賀医科, 長崎, 熊本, 大分, 大分医科, 宮崎, 宮崎医科, 鹿児島, 鹿屋体育, 琉球	3

○ 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領

昭和39.11.26第 33回総会  
最近改正  
平成 2.11.14第 87回総会  
平成 3.11.13第 89回総会  
平成 8.11.13第 99回総会  
平成 9.11.12第101回総会  
平成12. 6.13第106回総会

1. 国立大学の代表者は、何れか一の常置委員会の委員になるものとする。  
ただし特定の事項を審議するため当該事項を担当する常置委員会の要求がある場合は、常務理事会の議を経て臨時に他の常置委員会の委員をその委員とすることができる。  
会長および副会長は、常置委員会の委員にはならない。
2. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の選出は、理事会において各常置委員会の定数により委員候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。
3. 前項により、理事会において各常置委員会の委員候補者を選考するにあたっては、各国立大学の代表者の希望をきくほか、それぞれの専門、所属大学の種別、地区等を考慮してこれを行なう。
4. 各常置委員会の国立大学の代表者である委員の定数は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合はこの定数を超えることができる。

各常置委員会委員定数表

常置委員会	委員定数
第1	12
第2	12
第3	12
第4	12
第5	12
第6	12
第7	12
第8	12
計	96

### 〈諒解事項〉

1. 会長，副会長は随時何れの委員会にも出席することができる。
2. 各常置委員会の委員は，希望により所属以外の常置委員会に，その委員長の諒解を得て出席することができる。

## ○ 国立大学協会会則第22条第2項第2号の 委員選任要領

昭和39.11.26  
第33回総会

理事会において行なう，国立大学の教員である常置委員会の委員(以下「委員」という。)の選任については，次の方法による。

1. 理事会において，委員の候補者を選考するにあたっては，各常置委員会の担当事項及び大学の種別等を考慮するとともに特定の地区にかたよらないように留意して，これを行なう。
2. 同一の大学の代表者及び教員は，同一の常置委員会の委員としない。
3. 理事会は，前2項により委員の候補者を選考したときは，所属大学長及び当該候補者の了承を得て，これを選任する。

## ○ 国立大学協会会則第22条第2項第2号の 委員2名を3名とすることについて

昭和44.11.24  
第45回総会

各常置委員会において必要ある場合は，会則第22条第2項第2号の委員を3名置くことができる。ただし，次期改選期までの間は，地区割当等については考慮しない。(ただし書は，昭和46年6月総会までとする。)

## ○ 教員委員（常置委員会）の地区別定数 について

昭和46.2.19理事会  
最近改正  
平成7.11.15第97回総会  
平成12.6.13第106回総会

常置委員会の教員委員の定数は，総員21名とし，各地区の定数は，原則と

して各地区の大学数により按分し，次のとおり定める。

北海道東北地区 3名， 近畿地区 4名  
関東甲信越地区 7名， 中国四国地区 3名  
中部地区 3名， 九州地区 4名

## ○ 特別委員会の委員補充に関する選任手続 について

昭和44. 4. 2  
理事会

特別委員会の委員は，会則第23条第2項の規定により，理事会が選任することになっており，従って，学長の更迭等により，特別委員会の委員に欠員を生じた場合は，次期理事会まで補充不可能のため，特別委員会の運営上支障を来たす例が少なくないので，今後特別委員会の委員に欠員を生じ，かつ，緊急に補充を必要とする場合は，予め，当該特別委員会をして補充させ，次期理事会でこれを追認する手続をとることとする。

## ○ 小委員会の委員補充に関する選任手続に ついて

平成 7.11.15  
第 97 回総会

小委員会の委員は，会則第27条第3項の規定により，常務理事会が選任することになっており，従って，学長の更迭等により小委員会の委員に欠員を生じた場合は，次期常務理事会まで補充不可能のため，小委員会の運営上支障を来たす場合もあるので，小委員会の委員に欠員を生じ緊急に補充を必要とする場合は，予め，当該親委員会をして補充させ，次期常務理事会でこれを追認する手続きをとることとする。

## ○ 大学代表者の交代について

国大協総第70号  
昭和48年6月26日

各国立大学事務局長 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

当協会の事務処理の正確を期するため、下記により貴学学長の任期等につき折返しご回報願います。

なお、今後学長更迭（再任の場合を含む）の際は、必ず下記事項をお知らせ願います。

記

1. 学長氏名
2. 任期（自 年月日 至 年月日）
3. 学問の専門分野  
（なお、生年月日についてもお知らせ下さい。）

## ○ 学長が交代された場合について

昭和52年4月  
国立大学協会

学長が交代された場合に、国立大学協会の委員、役員等の関係はどうなるか。このことについて、屢々ご照会をいただくことがある。それぞれの場合と、その関係の規程の条文をあげてみた。

### ○ 常置委員会委員

各大学の学長は、会長、副会長を除き、何れかの常置委員会の委員となる。（後任の学長は、前任学長と同一の常置委員会に所属し、その任期は前任者の残任期間である。）

関係条文：国立大学協会会則第22条第4項、国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領1

（注）各常置委員会の組織および担当事項は次のとおり。

第1常置委員会（理念、体制・組織、管理運営）

- 第2 常置委員会（入学者選抜）
- 第3 常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4 常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5 常置委員会（学術交流・国際協力）
- 第6 常置委員会（財政）
- 第7 常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 第8 常置委員会（評価）

○ 理事・監事

前任の学長が理事または監事である場合は，後任の学長は，引続いてそれぞれ理事または監事となる。その任期は前任者の残任期間である。

関係条文：会則第16条第3項，第31条第2項

○ 会長・副会長・委員長および特別委員会の委員

前任の学長が，会長・副会長・委員長および特別委員会の委員である場合は，後任の学長は当然にはこれを引継がない。

関係条文：会則第20条第2項，第24条，第23条第2項

○ 地区学長会議の日程等連絡方ご依頼  
について

国大協総第91号  
昭和46.9.7

各地区幹事 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

当協会各種委員会等の開催立案の際の参考といたしたく，また，その他各種連絡の便宜等の関係もありますので，今後貴地区における地区学長会議の開催が決定になりましたら，その日程，場所等について当協会に対してもお知らせくださるよう，何分のご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 国立大学協会会費の基準

昭和39.11.27第33回総会  
最近改正  
昭和61. 5. 7臨時総会  
昭和63.11. 1第83回総会

国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。

1. 会費基本額 1大学当り 100,000円
2. 学部数による負担額 1学部当り 60,000円  
ただし、筑波大学の学群および専門学群並びに大学院大学の研究科は、この基準にいう学部と読み替えるものとする。
3. 決算額による負担額 前々年度における当該大学の 項) 国立学校  
目) 校費決算額の0.06%。

### 附 則

この基準は、昭和63年11月16日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。

## ○ 会議出席旅費支給基準

昭和58. 6.21第72回総会  
最近改正  
平成 2. 3.16理事会

本協会招集に係る諸会議の会議出席旅費は次の区分により支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学以外には、鉄道賃・航空賃のほか、日当宿泊料（国家公務員等の旅費規則の定額）を支給する。
2. 在京大学および東京近接大学（埼玉，千葉，横浜）には、会議1日につき定額4,000円を支給する。ただし会議が東京以外の場所で開催される場合は、前項1に準じ旅費を支給する。

（参考） 旅費支給方法

旅費の支給は、総会、事務連絡会議については大学宛に送金し、その他の会議については出席の都度支給する。

## ○ 国立大学協会旅費規程

昭和42.11.1制定  
最近改正  
昭和46.6.16理事会  
昭和59.6.19理事会  
平成5.3.10理事会  
平成8.3.7理事会

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 国立大学協会（以下「本会」という。）の用務のため旅行する場合に支給する旅費については、国家公務員の例に準じ文部省所管旅費規則その他の規定（以下「公務員旅費規則」という。）を準用するほか、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とする

(役員、委員の旅費)

第3条 本会の役員および委員に旅費を支給する場合は、その職務の級により、公務員旅費規則に定める旅費を支給する。

(職員の旅費)

第4条 事務局組織規程第6条に規定する職員（以下「職員」という。）に支給する旅費は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 事務局長、事務局次長、主事および給与規程第5条の規定により一般俸給を受ける職員については、その者の俸給が相当する行政職俸給表(1)の級の旅費
- (2) 前号以外の職員、幹事および嘱託については、その者の職務、経歴等により事務局長の定める旅費

(第3条及び第4条に定める者以外の者の旅費)

第4条の2 第3条及び第4条に定める者以外の者に旅費を支給する場合には、会長が別に定めるものとする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃の特例)

第5条 用務の都合により特に急行、寝台、特別車両または座席指定を利用する場合は、所定の運賃のほか、これに必要な料金を支給することができる。

(航空賃の特例)

第6条 緊急の用務のため特に航空機による旅行を必要と認めた場合は、これに必要な料金を支給することができる。

(車賃)

第7条 用務上必要により自動車を乗用した場合は、現に要した実費額を支給する。

(日当、宿泊料)

第8条 日当は旅行日数に応じ、宿泊料は旅行中の宿泊日数に応じて公務員旅費規則による定額を支給する。

## 第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費の特例)

第9条 用務の都合により鉄道賃、船賃、航空賃につき所定の等級等の変更のため特別の運賃を必要とする場合は、現に支払うべき額を支給する。

2 車賃については、第7条の規定を準用する。

## 第4章 旅費の調整その他

(旅費の調整)

第10条 会長は、旅行の性質、地方の実情または予算の都合等特別の事由がある場合は、この規程に定める旅費を減額または増額して支給することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は

事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

### 国立大学協会旅費規程特例内規

平成 8. 3.7理事会

第1条 国立大学協会旅費規程第4条の2の規定に基づき、本協会の役員、委員及び職員以外の者に旅費を支給する場合はこの内規の定めるところによる。

第2条 旅費の支給対象者は、次に掲げる者で会長がとくに必要と認めた者に限る。

- (1) 国立大学の教職員
- (2) その他専門的知識を有する者

第3条 旅費の支給は、次に掲げる場合で会長がとくに必要と認めた場合に限るものとする。

- (1) 本協会が主催する委員会、懇親会等に本協会の要請により出席し、審議に参加し、または資料の作成等の業務に従事する場合
- (2) 本協会がその目的達成のため参加を必要とする会合及び行事に、関係委員会の承認に基づき参加を要請した場合

第4条 前条までの規定により旅費を支給する場合、旅費の金額等については、本協会の委員に準ずるものとする。

2 旅費の額については、本協会の予算の範囲内で支給するものとし、調整することができるものとする。

附 則

この規程は、平成8年3月7日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

## 第2節 特別会計制度協議会

- 国立学校特別会計制度協議会設置について、  
会長と文部事務次官との申し合わせ

(昭和39. 6. 5)

国立大学協会会長 大河内一男  
文部事務次官 内藤誉三郎

### 国立学校特別会計制度に関する協議会について

1. 名称は、特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）とする。
2. 協議会の構成員は、20名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

#### 国立大学協会側

会長または副会長  
第6常置委員会委員長  
会長が指名した学長若干名

#### 文部省側

文部事務次官  
大学学術局長  
管理局長  
官房長  
大臣官房会計課長

3. 協議会には、構成員の互選により議長および議長代理を置く。
4. 協議会の議に付すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、常例的  
事務に属する事項を除く。
  - イ 国立学校特別会計制度の運営上の重要事項
  - ロ 国立学校特別会計制度の改善に関する重要事項
5. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求があった場  
合に開催するものとする。
6. 協議会には、必要に応じ、大蔵省側関係者の出席を求めることができる  
ものとする。

7. 協議会に関する事務は、国立大学協会事務局において処理するものとする。

## ○ 国立学校特別会計制度協議会運営方針

昭和39. 9.21第1回特別会計制度協議会決定  
昭和45. 5.11第12回特別会計制度協議会変更

特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）の運営は、昭和39年6月5日国立大学協会会長と文部事務次官との申し合わせによるほか、この方針によって行なうものとする。

1. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求に基づき、議長の招集により開催するものとする。
2. 協議会は、定例または必要に応じ臨時に開催するものとする。定例会議は、毎年度、予算概算編成前および予算案決定後に開催するものとする。
3. 予算概算編成前の定例会議においては、国立大学協会または文部省より提出した国立学校特別会計制度の改善および運営に関する意見ならびに翌年度予算概算編成方針に関する事項その他について協議し、予算案決定後の定例会議においては、予算案およびこれに関連する会計制度上の問題についての報告ならびにその対策その他について協議するものとする。
4. 協議会には、必要に応じ協議会の議を経て小委員会を設けることができるものとする。

小委員会には、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、国立学校または文部省その他の職員をもってあて、あらかじめ協議会の承認を得て協議会の議長が委嘱するものとする。

(註) 定例会議開催時期

- |                |           |
|----------------|-----------|
| a 予算概算編成前の定例会議 | 4月下旬～6月上旬 |
| b 予算案決定後の定例会議  | 2月下旬～3月下旬 |

○ 国立学校特別会計制度実施の際の文部  
事務次官と大蔵省主計局長との覚書

(昭和39. 2.27)

覚 書

1. この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。
2. この特別会計は、国立学校の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。
3. この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあてることを容易にするため、今後においても必要である場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。
4. この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の事情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。

(註) この覚書は、昭和39年4月2日参議院大蔵、文教委員会連合審査会において、田中大蔵大臣が公表している。

○ 国立学校特別会計制度協議会の  
構成員について

昭和59.11.10  
第53回特別会計制度協議会

特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、次に掲げる者をもってあてる。

国立大学協会側

- 会長および両副会長
- 第4常置委員会委員長
- 第6常置委員会委員長
- 会長が指名した学長若干名

文 部 省 側

文部事務次官

高等教育局長

学術国際局長

大臣官房長

〃 文教施設部長

〃 会計課長

なお、専門委員については、国立大学協会側は従前通り、あらかじめ協議会の承認を得て協議会の議長が委嘱するものとし、文部省側については専門委員は置かず、関係局担当審議官、官房人事課長、関係課長が随時協議会に出席することとする。

## 第3節 参 考

### ○ 国立大学協会会則の解説及び質疑応答

昭和39.11.26  
第33回総会

雄川専門委員

#### 1. 解 説

##### (第2条関係)

本条を第6条にまとめよとの意見があったが、第1章から本条を除くと、総則中に実質的規定がなくなるし、また体系的にも協会の組織の基本規定は総則中に置いた方がよいので原案のままとした。

##### (第5条関係)

第2号中の「大学」を「国立大学」に改めよとの意見があったが、本号にいう「大学」とは国立大学だけではなく、公・私立大学、さらには海外の大学をも含める従来の趣旨から原案のままとした。

##### (第6条関係)

組織整備方針案を、そのまま規定化した。

##### (第8条関係)

第1項但書は、実際問題として総会を招集するいとまがない場合が考えられるので、この規定を設けた。第2項で、総会の承認が得られない場合の問題があるが、協会の行為の多くは法律行為ではないから、その行為の効力は實際上問題とならないであろう。ただ協会自体の問題としては、理事会の責任が生ずることになる。

##### (第11条関係)

第2項で、臨時総会招集の請求の要件を「8分の1以上の大学」としたのは、地区ごとの大学数のうち最小のものが9大学であることから一応の見当として、72分の9、すなわち8分の1としたものであるが、本項の趣旨自体は、各地区に招集請求権を認め、またこれに限るものではないことは勿論である。

#### (第13条関係)

第3項で「議長は、表決権を失わないものとする」としたのは、一般の合議体では議長は最初の表決には加わらないで、可否同数の場合の決裁権を持っているのが例のようであるが、国立大学協会の総会は各国立大学の代表者で構成されているので、議長になった大学の代表者も平等の表決権を持つことにする方がよい。この場合可否同数のときの議長の決裁権はないと考えるのが正しい。従って可否同数のときは不成立ということになる。

#### (第15条関係)

理事を総会で互選することになっているが、実際の具体的方法は、これから種々検討する必要がある。

#### (第16条関係)

第2項を設けたのは、大学運営協議会規程第7条第4項第3号に、これと逆の規定があるが、理事の場合は重任を禁止する必要はないので、念のために置いた。

#### (第17条関係)

常置委員会の委員長は、形式上理事とはしないで、理事とともに、理事会を構成するものとした。これは、当然に理事になるとしていた組織整備方針案と、形の上では異なるが、実質は同じであって、規定の技術上このような形をとっただけである。なお、この場合常置委員会の委員長は理事会の構成員であるから、理事会においては理事と同じ権限を有する。しかし、理事ではないから、会長、副会長の互選には加わらない(20条2項参照)。

#### (第19条関係)

8条2項で理事会が緊急措置として処理した事項については、総会の事後承認を得なければならないとしたのは、本来総会を開くべき性質のものだからであり、一方、常務理事会については、定められた事項についてのみ処理することとなっており、それは常務理事会の権限事項であるので、形式上は報告に止めることとした。しかし、この報告についても総会又は理事会でその可否を問うことはできるから、実際上は大して違いはない。

#### (第22条関係)

原案と実質上は変っていないが、形式上見やすくはっきりさせるために原案第1項中の「若干数の委員会」を「若干数の常置委員会」に改め、これに伴って原案の第2項を削るとともに以下1項ずつ繰り上げた。

(第23条関係)

第2項「選任することを妨げない」を「委員に加えることができる」と改めたのは、単に表現上の問題である。なお、この趣旨は常置委員会のみならず、特別委員会にも教員が委員として参加しうる途が開かれていることがよいであろうとの考え方による。

(第24条関係)

第2項は、従来の慣例を規定化したものであるが、同時に教員である委員が委員会の委員長となっている場合に、総会に出席して報告できる途を開く意味もある。また、常置委員会の委員長は理事会の構成員であるが、特別委員会の委員長は必ずしも構成員であるとは限らないので、第3項を加えた。

(第28条関係)

「意見を述べることができる」としたのは、組織整備方針とは体裁が違うが、その趣旨をまげたものではなく、むしろそれを明確にしたものである。なお、意見陳述を文書に限ったのは国立大学の教員であれば、文書で十分意見を尽くすことができるし、正確な形で保存しやすいと考えたからである。また、意見の処理についても規定すべきであるとの意見があったが、どのようなものが出てくるかわからないので規定化しえなかった。意見陳述とその処理状況については、委員長から適当な形で総会に報告されるというようなことになるのであろう。

(第29条)

第5節と第6節を入れ替えたのは、大学運営協議会は特別な機関ではあるが、広い意味の執行機関であることと、監事の監査は大学運営協議会にも及ぶものであるから、監査機関の前に大学運営協議会の節を置く方が体系上妥当と考えたのである。

(第30条関係)

本条に第16条第1項但書のような残任期間の規定がないのは、監事は監事会等を構成するものではなく、各監事が各別に職務を行なうものであるからである。

(第36条関係)

原案では当初予算、決算を考えて定例総会としたが、補正予算等も考えられるため単に総会と修正した。

(附則関係)

第2項は、形式的には新会則の制定という形をとったため旧会則は廃止するとした。

第4項は、新制度の発足に応じて新たに選ぶこととし、同時に任期の始期を一緒にするためのものである。

第6項において教員委員の数を定めたのは一応の見当としてのものであり、実施後の状況によってその数を再検討して行くとの趣旨を含んでいる。

第7項は教員委員の選任が遅れそのために委員会の業務が停滞することを防ぐための規定である。

## 2. 質疑応答

- 常置委員会の委員長が、当然に理事となることではなく、構成員とすることに換えられた理由および常務理事会に定足数、議決数の規定がない理由を伺いたい。

構想を変えたものではなく、形としてはこの方がよかろうと考えたこと、および理事の定数が決定できないことから理事とはしなかった。常務理事会に定足数、表決の規定を設けなかったのは、会合が頻繁に行なわれ、会談も形式ばらずに懇談的に行なわれるであろうことから省いたものであるが、もしその必要があれば一般の規定の例に従うべきであろう。

- 教員である常置委員会委員を設ける制度には賛成であるが、協会は大学の代表者により構成されているので、その老化を防ぐためのもので十分と思う。しかるにこれらの委員に対して常置委員会委員長への途が開かれており、そのため理事会に出席することも可能となり、さらに常務理事会にも参加しうる可能性があることは、補強以上のもので適当ではないと思う。すなわち、教員である常置委員は常置委員会委員長にはなれないように修正すべきではないか。

本会則の改正は単に慣行を成文化したのではなく、協会の体質改善を要望された教官の意思が主なものである。その中には、総会公開の意見もあったが、これは少数意見であった。また、意見の陳述も口頭でという意見もあったが、委員会の運営等の面を考慮したほか、遠隔地の教員と近接地の教員との均衡等を考慮して、文書によることに規定した。これらの意見とともに教官の参加が問題となったのであるから、教官が協会の運営に参加する途を制度的には拡げることが妥当である。理論としては、大学の

総意を代表する代表者だけで協会を運営するのがよいということも十分成り立つが、教員である常置委員会委員が、常置委員長になり得るという僅かな可能性をも制度的に閉ざすことが、この際適策であるか否か、原案のままでもよいと思う。

なお、このことについては、各大学間において熱心に意見の交換が行なわれ、結論としては原案どおりということになった。

- 特別委員会に参加しうる教員委員の数が明示されていない。説明を伺いたい。

特別委員会は常置委員会とは異なり、特定事項を調査研究するものであるからその委員会の任務を果たすために必要がある限りで、教員委員を加えるか否か、またどういう人を何人加えるかを各委員会ごとに決定することになると考えられる。

- 第28条によって意見を述べた教員は、それがどう扱われたかについて関心があるものと思う。専門委員の説明では総会に報告されることになるであろうとのことであつたが、そうなると学長としては、これを教授会に報告しなければならなくなる。よって、処理を執行機関でされるようにされたい。

今の段階で処理方法を具体的に決めることは、将来の予測がつかない現在無理である。常識的に合理的と考えられる方法で処理して行くほかはあまるまい。

- 第16条第1項と同条第3項の補欠の相違を伺いたい。

第1項は理事となっている大学が変った場合であり、第3項は理事となっている大学の学長交替の場合である。

## ○ 国立大学協会のあり方について

昭和 45. 10. 26  
地区理事懇談会

(第47回総会承認)

### 1. 国立大学協会の性格

#### (1) 国立大学協会の目的

会則第4条は、「協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする」と規定している。

- ① このうち、前段の「国立大学相互の緊密な連絡と協力」が最少限度必要なことは、当然といえよう。
- ② 後段の「その振興に寄与すること」とは国立大学全体としての振興と解すべきであり、国立大学に関する共通の問題についての調査・研究から、共通の要望の実現の努力まで及ぶものと考えてよい。そのための方法として、対外的な意思の表明も含まれる。
- ③ 国立大学協会の性格は、自主性をもった各国立大学の連合体 (federation) というべきものであり、国立大学協会の活動もその見地から考えるべきである。

#### (2) 総会における意思の決定・表示

会則第8条は、「協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。……」と規定し、総会での意思の決定・表示を予定している。

- ① 共通の要望については、従来からも投票の必要はなく、満場一致の形できめてきたし、今後もそれでよいであろう。その例としては、予算・施設に関する要望等、大学の振興に関する事項が考えられる。
- ② 内容的に意見の相違する事項については各大学の自主性に関することながらも含まれているので、多数決で拘束力をもたせることはできないと考えられる。したがって、意見が対立した場合にも、投票等による議決は原則として行なわないのがよいと思われる。

- ③ 意見の統一は困難ではあるが対外的に意思の表明が必要と思われる場合には、大勢を会長談話の形で表明するのがよいであろう。この場合にも、投票等の方法をとることは適当でないと思われるが、内容的に反対はあっても、そのような形で意思を表明することには意見の一致があると思われるのがふつうであろう。また、内容的に意見が一致した場合に声明を出すということも従来から行なわれており、今後ともことごとくによってそういう形式をとることが考えられる。

### (3) その他の論点

- ① いくつかの大学グループに共通する問題、たとえば、新設大学、単科大学、入試二期校などの問題をどう取りあげるかが、問題となる。これはそのグループだけにとどまらず他の国立大学にも影響を及ぼすことになるので、国立大学協会としては、それぞれのグループの立場を尊重しつつ意見の一致をみるように努力するほかはないであろう。
- ② 各大学に通じる基準あるいは基本的な考え方をまとめることは、従来からも行なわれてきたし、今後とも必要であろう。その場合にも、それに拘束力をもたせることはできず、その採否は各大学が自主的に決めることになる。
- ③ 各大学の自治のほかに国立大学全体としての自治をどう考えるかが問題となる。たとえば、共同利用研究所の将来のあり方、大学運営協議会の運用などについて、検討する必要があるであろう。
- ④ 全体として、現在は動きの多い時期であるので、はっきりした方針をここで確定するよりも、大体の方向を考えたいうえで、さしあたりは個々の問題について適宜処理していくのが適当ではないかと思われる。

## 2. 一般教官と国立大学協会との関係

- (1) 国立大学協会は、各国立大学を会員としており、学長は会員校の代表として会議に出席している。したがって、一般教官も国立大学協会に内包されており、その意見のとりまとめは、各大学の代表である学長の責任において行なわれるべきである。
- (2) 各大学内で一般教官の関係を緊密にするために、次の方法をとることが

望ましい。

- ① 学長は、評議会、教授会等にできるだけ国立大学協会の活動の内容を伝えるとともに、それについての意見をまとめて国立大学協会に伝えるように努力する。国立大学協会と各大学の間で意見を往復してとりまとめをしていくことが、学内での意見の交換を活発にすることにも役立つことになる。
  - ② 国立大学協会としても、各方面への要望等について、その結果や経過を各大学に伝えるように努力する。
- (3) 一般教官に教員委員・専門委員を委嘱してその専門的な意見を活用する方針は、従来もとられてきたが、これらの方法による一般教官の国立大学協会への協力は、今後さらに拡大すべきだと考えられる。ことに国立大学協会として、今後の調査・研究にいっそう力を注ぐべきであるとするれば、専門家としての一般教官の協力はますます必要となるであろう。その際に地区別・大学別にできるだけ広く協力を求めるように努力すべきである。
- (4) 従来からも、教員は文書によって国立大学協会に意見を述べることができるとされており（会則第28条）必要に応じてこれを活用することが望ましい。
- (5) 一般教官の加わる特別会議（二部会制など）やシンポジウムを開くことについては、反対の意見が強い。
- ① 大学の代表者として学長が出ているのに別に一般教官を一種の代表として出すことは建前としておかしい。またその選び方も問題であり、場合によっては内部で対立が起こるおそれがある。一般教官の意見は、代表者である学長の責任でとりまとめるべきである。
  - ② 二部会制の例として教育大学協会があげられているが、これは教員養成のための特別の目的をもった協会であるから、二部会制による機能分担も可能であろう。これに対して、大学全般の問題にわたる国立大学協会では、専門家としての一般教官の協力を求める以外の方法をとることは、無理であろう。

### 3. 総会の公開

総会の公開については、反対の意見が強い。その理由としては、次の諸点

が考えられよう。

- (1) 公開の原則がとられるのは、公選制による議会や、個人の権利について裁く裁判所などであって、一般の団体の会議については公開しないのが、むしろふつうである。

また、公開の原則のとられる上記のものについては公開の際における秩序維持の方策が制度的にとられており、それのないところで公開をすることは問題がある。

- (2) 大学においても、教授会、評議会等の会議は公開しない建前が一般的にとられている。その大学の連合体である国立大学協会の総会を公開する理由はとぼしい。
- (3) 総会での審議経過を明らかにするためには会報への議事要録の掲載、各大学内への情報の伝達等の方法で十分であり、とくに総会を公開する必要はない。
- (4) 国立大学協会では、常置委員会等で実質的な議論がなされることが多いので、総会を公開しても審議経過を十分に明らかにすることにはならない。常置委員会の審議内容は会報や情報の伝達によって伝えることができる。

#### 4. その他の論点

- (1) 大学行政のあり方を全体として検討する必要がある。たとえばイギリスの University Grant Committee (大学財政委員会) の制度などは検討に値する。
- (2) 国公立の大学の間で連帯性をもつことが必要であろう。
- (3) 国立大学協会は公費による会費で賄われているが、自分自身の組織として十分な自主性をもって盛り立てていくだけの熱意がほしい。
- (4) 積極的に調査・研究・意見のとりまとめなどの仕事をして国立大学協会を全員で活用していくことが必要である。

## ○ 国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日  
会員大学：99国立大学  
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかること  
により、その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 常務理事会（会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事（2名）
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
  - 第2常置委員会（入学者選抜）
  - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
  - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
  - 第5常置委員会（学術交流・国際協力）
  - 第6常置委員会（財政）
  - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
  - 第8常置委員会（評価）
- 特別委員会
  - 医学教育特別委員会
  - 教員養成特別委員会
  - 設置形態検討特別委員会
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

---

---

国立大学協会規則集

国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3811)4760, 03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

E-mail [janu@iris.dti.ne.jp](mailto:janu@iris.dti.ne.jp)

---

---